

船橋市自立支援協議会設置運営要綱新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="353 248 869 284">船橋市自立支援協議会設置運営要綱</p> <p data-bbox="125 331 1099 743">第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、船橋市自立支援協議会の設置及び運営について必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="125 791 488 826">第2条～第13条 （略）</p> <p data-bbox="125 919 797 995">附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1355 248 1870 284">船橋市自立支援協議会設置運営要綱</p> <p data-bbox="1120 331 2094 743">第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、船橋市自立支援協議会の設置及び運営について必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="1120 791 1482 826">第2条～第13条 （略）</p>